

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○資金管理団体の届出事項の異動の届出(平成15年12月分).....	131
○資金管理団体の指定の取消しの届出(平成15年12月分).....	131
○政党支部の届出(平成15年12月分).....	131
道監査委員公表	
○監査公表第2号.....	132

目 次 ページ

告 示

○一般競争入札の実施.....(総合企画部総務課)	115
○有害興行の指定.....(生活文化・青少年室)	116
○一般競争入札の実施.....(保健福祉部総務課)	116
○土地改良法による道営換地処分.....(農地調整課)	117
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出.....(土地改良指導課)	117
○道営土地改良事業計画の決定.....(土地改良指導課)	117
○土地改良事業の施行の認可申請の適否の決定.....(土地改良指導課)	118
○土地改良事業の施行の認可.....(土地改良指導課)	118
○肥料の登録の有効期間の更新.....(農業改良課)	118
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....(治山課)	118
○一般競争入札の実施.....(まちづくり推進課)	119
○道路の供用の開始.....(道路整備課)	120
○道路の区域の変更及び供用の開始.....(道路整備課)	120
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....(都市環境課)	120
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....(公園下水道課)	120
○一般競争入札の実施.....(道議会事務局総務課)	121

支庁告示

○一般競争入札の実施.....	123
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了.....	124

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施(2件).....	124
---------------------	-----

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	127
-----------------	-----

道選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(平成15年12月分).....	128
○政治団体の届出事項の異動の届出(平成15年12月分).....	128
○政治団体の解散の届出(平成15年12月分).....	130
○資金管理団体の指定の届出(平成15年12月分).....	130

告 示

北海道告示第159号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 190台

ソフトウェア(一太郎ほか) 190組

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年3月26日

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道赤れんが庁舎1階5号会議室

(2) 入札日時 平成16年2月27日(金)午前10時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成16年2月25日
- (2) 提 出 場 所 3に同じ。

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者届出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道総合企画部 I T推進室情報基盤課
 イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 564

- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第160号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指 定 の 理 由
映 画	スパン	東芝エンタテインメント	全 部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第161号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ（省スペース型デスクトップ）115台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 納 入 期 日 平成16年3月29日
- (4) 納 入 場 所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 北海道内に事業所を有すること。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道保健福祉部総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎6階1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月1日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除及び納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年2月24日
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道保健福祉部総務課
 イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 25 - 124

- (4) この入札の執行は、公開する。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第162号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、次の地区の換地処分をした。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 当別町材北南地区
- 2 厚真町朝日地区及び本郷地区（第1工区）

北海道告示第163号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、雨竜川土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
就任	平成15.12.18	理事	小島 榮一	深川市多度志南1497番地
同	同	監事	竹内 譲	同 多度志160番地1
退任	同 15. 3.31	理事	樋掛 諭	同 湯内1401番地1
同	同	監事	石河 重雄	同 宇摩1505番地1

北海道告示第164号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成16年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名 事業の種類 縦覧場所
 豊野 経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水、暗きよ） 北海道石狩支庁

東 裏 西	水田農業振興緊急整備（暗きょ、農業用排水）	北海道石狩支庁
柏木大成	経営体育成基盤整備（区画整理、農業用排水）	同

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第165号

土地改良法（昭和24法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の施行の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、平成16年2月18日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
北石狩農業協同組合	東裏東部	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）	北海道石狩支庁
同	川下左岸	同	同

北海道告示第166号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行を認可した。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

認可年月日	事業主体名	地区名	事業の種類
平成16. 1. 7	ながめま農業協同組合	新生	基盤整備促進〔基盤整備〕（暗きょ）
同	同	山根	同

北海道告示第167号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者	住所	登録有効期限
北海道 第2658号	混合石 灰肥料	50.0防散混合 石灰質肥料	アルカリ分50.0	含有を許される有害成分の 最大量は公定規格のとおり	北海道農材工 業株式会社	札幌市北区北7条 西6丁目1番地	平成19. 2. 9

北海道告示第168号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年2月17日

1 保安林の所在場所 古宇郡神恵内村大字珊内村106の4・字オブカル石56の乙・59
（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、56、228、559、
619、字ガケノ沢163

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志支庁経済部林務課及び神恵内村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第169号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林の所在場所 函館市亀田大森町1の1・亀田中野町438（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 浜益郡浜益村大字群別村1347の1（次の図に示す部分に限る。）、898の1、898の2、字下二股941の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字群別村898の1・1347の1・字下二股941の2（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林の所在場所 寿都郡寿都町字樽岸町浜中45の2（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指定の目的 公衆の保健

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに函館市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第170号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ 5台（1月当たりの単価）

MOドライブ 5台（同）

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借上期間 平成16年3月29日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年3月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道建設部まちづくり推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁10階建設部A会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月4日 午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 郵便等又は電報による入札

認めないものとする。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年3月1日（月）
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道建設部まちづくり推進課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 29 - 766

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第171号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

		北海道知事 高 橋 はるみ	
路線名及び縦覧場所	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	
道道 栗山北広島線 北海道札幌土木現業所	北広島市大曲407番2地先から 北広島市大曲末広4丁目3番8地先まで	平成16. 2.17	
道道 渡島吉岡停車場線 北海道函館土木現業所	松前郡福島町字吉岡280番3地先から 松前郡福島町字吉岡23番31地先（一般国道228号交点）まで	同	
道道 平取静内線 北海道室蘭土木現業所	新冠郡新冠町字新和34番1地先から 新冠郡新冠町字新和国有林74林班地先まで	同	

北海道告示第172号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
中野木古内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡木古内町字中野375番1地先から上磯郡木古内町字中野367番1地先まで	前	9.83mから 22.70mまで	493.00m	—
		後	10.46mから 26.33mまで	493.00m	—
		後	13.56mから 31.72mまで	484.00m	—
小谷石渡島知内停車場線 北海道函館土木現業所	上磯郡知内町字小谷石9番175地先から上磯郡知内町字小谷石9番96地先（海浜地）まで	前	6.80mから 29.72mまで	3,192.80m	—
		後	12.68mから 35.62mまで	3,161.24m	—
		後	14.26mから 57.42mまで	359.33m	—

北海道告示第173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	北見市小泉968番1のうち、970番のうち、昭和189番2のうち
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	北見市昭和49番地1 アース工業株式会社 代表取締役 成田 憲昭
3 開発許可年月日及び番号	平成15年8月27日 都環第15 - 4号

北海道告示第174号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年2月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る事業の名称
道立噴火湾パノラマパークビジターセンター等整備運営事業
- 2 落札を決定した日
平成16年2月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 代表企業 清水建設株式会社
東京都港区芝浦1丁目2番3号
- (2) 構成企業 株式会社東急コミュニティー、株式会社小学館プロダクション及び宮坂建設工業株式会社

4 落札金額

3,055,356,223円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成15年8月5日

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道建設部公園下水道課
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第175号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月17日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 入札に付する事項

- ア 業務の名称及び数量 北海道議会議事堂清掃業務一式
- イ 業務の仕様等 入札説明書による。
- ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- エ 履行場所 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃業務の資格を有すること。
- イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに、道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。
- エ 資本金の額が1,000万円以上及び清掃員を常時30人以上雇用していること。
- オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)のイに定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、(2)のイからオまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成16年2月19日（木）から3月3日（水）まで

(イ) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂総務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会議事堂事務局会議室

イ 入札日時 平成16年3月17日 午前11時

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

イ 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 (4)に同じ。

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 郵便等による入札

郵便等又は電報等による入札は、認めない。

(9) 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(10) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設定しており、最低制限価格に満たない入札が行われた

場合は、最低の価格でもって入札したものであっても、落札者とせず、予定価格の制限内の価格でもって入札した他の者のうち、最低の価格でもって入札した者を落札者とする。

(11) 契約書作成の要否
要

(12) そ の 他

ア 開札の時に、1の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

(ア) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(イ) 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

2(1) 入札に付する事項

ア 業務の名称及び数量 北海道議会議事堂等警備業務一式
イ 業務の仕様等 入札説明書による。
ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
エ 履行場所 札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事堂

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに、道から一般競争入札において庁舎等警備業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。

エ 資本金の額が1,000万円以上及び警備員を常時30人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、2の(1)のアに定める契約と種類及び規模をほぼ同じ

くする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

カ 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有し、そこに警備員を常時15名以上配置していること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、(ア)から(ウ)までに定めるところにより、2の(2)のアからカまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 1の(3)のアの(ア)に同じ。

(イ) 申請の方法 同 (イ)に同じ。

(ウ) 申請書類の提出先 同 (ウ)に同じ。

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西6丁目 北海道議会議事事務局総務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市中央区北2条西6丁目
北海道議会議事堂事務局会議室

イ 入札日時 平成16年3月17日（水）午後2時

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

(6) 入札保証金

ア 1の(6)のアに同じ。

イ 同 イに同じ。

(7) 入札説明書の交付に関する事項

ア 交付場所 1の(4)に同じ。

イ 交付方法 アの場所で交付する。

(8) 郵便等による入札 1の(8)に同じ。

(9) 落札者の決定方法 同 (9)に同じ。

(10) 最低制限価格の設定 同 (10)に同じ。

(11) 契約書作成の要否
要

(12) そ の 他

ア 開札の時に、2の(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- (ア) 1の(12)のイの(ア)に同じ。
- (イ) 同 (イ)に同じ。

3 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道議会議務局総務課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060 - 0002 札幌市中央区北2条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 33 - 227

- 4 この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- 5 この入札及び契約は、手続の停止等が有り得る。
- 6 この入札の執行は、公開とする。
- 7 詳細は、入札説明書による。

支 庁 告 示

北海道空知支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年2月17日

北海道空知支庁長 佐 藤 隆

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 北海道空知支庁合同庁舎清掃業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履 行 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁合同庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をする日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令等を受けていないこと。
- (4) 資本金の額が1,000万円以上又は清掃員を常時30人以上雇用していること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年2月17日（火）から3月2日（火）まで

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068 - 8558 北海道岩見沢市8条西5丁目
北海道空知支庁総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道岩見沢市8条西5丁目 北海道空知支庁5階会議室
- (2) 入 札 日 時 平成16年3月12日（金）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 最低価格の入札者を落札者としない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行

われた場合は、最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

11 契約書作成の要否
要

12 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道空知支庁総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 068 - 8558 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126 - 23 - 2231 内線 2112

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道胆振支庁告示第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成16年2月17日

北海道胆振支庁長 野村昌信

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 勇払郡厚真町字上厚真10番49 ほか6筆（第3工区）
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 勇払郡厚真町京町120番地 厚真町長 藤原 正幸
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月6日 胆建指第13 - 9号

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第14号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月17日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量等

ア 名 称 排水の水質測定業務

イ 測定回数及び測定項目

測定項目	予定回数	入札に付する事項
水素イオン濃度（pH）	96	1件当たりの単価
全クロム（Cr）	72	同
総水銀（T-Hg）	96	同
鉛（Pb）	72	同

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学及び札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院等

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(4) 計量法（平成4年法律第51号）第107条の規定に基づき濃度に係る計量証明の事業登録を受けている者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月17日（火）から3月1日（月）まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学基礎医学研究棟1階共通会議室
- (2) 入札日時 平成16年3月17日(水)午前10時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

すべての入札金額(単価)がそれぞれの予定価格の範囲内である入札(有効な入札に限る。)をした者のうち、入札書記載の入札総価格(各入札金額(単価)にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額)が最低である者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額(単価)とすること。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること(消費税等相当額を加算した金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てる。)
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 札幌医科大学事務局総務課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第15号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

平成16年2月17日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

札幌医科大学医学部附属病院診察衣等洗濯業務

ア 名称 診察衣ほか80品目 別表のとおり

イ 予定数量 別表のとおり

(2) 業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 納入場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 都道府県知事に対して、クリーニング所の開設の届出をしている者であること。
- (4) 洗濯施設は、病院等の洗濯物のみを取り扱う専門施設であり、洗濯物等を運搬する車両は、未洗濯物と洗濯物を区分して入れるそれぞれの専用の容器等が備わっていること。
- (5) 過去2年間に、病床数300床以上の病院と、洗濯業務に関する契約を締結し、その実績が1年以上あり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) クリーニング所を当病院からおおむね50キロメートル以内に有している者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2に規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(1)から(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月23日(月)から3月8日(月)まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学事務局業務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者を通知する。

- 4 契約条項を示す場所
札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課
- 5 入札執行の場所及び日時
(1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西16丁目
札幌医科大学医学部附属病院3階臨床第1会議室(A)
(2) 入 札 日 時 平成16年3月19日 午後3時
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 6 入 札 保 証 金
入札保証金は、免除する。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
(1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。
- 9 落札者の決定方法
有効な入札をした者のうち、すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）であるものを落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるか問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。
なお、当該消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算する（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 札幌医科大学事務局業務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3112
(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。
(6) 詳細は、入札説明書による。

別表

名 称	予定数量	単位	名 称	予定数量	単位
1 診察衣	20,793	着	42 同(小)	132	同
2 看護衣	45,490	同	43 ムートン	1,056	同
3 予防衣	22,513	同	44 同 (円座)	63	同
4 手術衣(上)	55,639	同	45 産着	97	着
5 同 (下)	54,664	同	46 検査衣(着物)	9,544	同
6 同 (グリーン)	4,866	同	47 同 (基平・上)	3,424	同
7 エリ布	20,991	枚	48 同 (基平・下)	2,043	同
8 病棟衣ドクター用 上	11,344	着	49 靴下	34,446	足
9 同 下	4,438	同	50 光線療法用着物	42	着
10 ズボン・スカート	30,402	同	51 足ふきマット	819	枚
11 上衣	28,014	同	52 手術用ひも	6,552	同
12 調理衣(上)	7,623	同	53 手術布	189,030	同
13 枕カバー(大)	2,161	枚	54 シーツ	3,427	同
14 同 (中)	472	同	55 包布	1,038	同
15 同 (小)	940	同	56 オネショマット	596	同
16 椅子カバー(大)	55	同	57 座布団	111	同
17 同 (中)	16	同	58 止血ベルト	75	同
18 同 (小)	10	同	59 抑制帯	5,781	同
19 カバー類(大)	898	同	60 エプロン	1,156	同
20 同 (中)	999	同	61 足袋	94	足
21 同 (小)	2,341	同	62 フェルト	495	枚
22 コット用品(診察台カバー)	2,930	同	63 電気毛布カバー	477	同
23 同 (毛布カバー)	6	同	64 膝掛け用カバー	5	同
24 同 (敷布団カバー)	9	同	65 カーテン病棟間仕切(病室A)	562	同
25 毛布(シングル)	472	同	66 同 (病室B)	28	同
26 同 (ダブル)	5	同	67 同 (処置室A)	49	同
27 帽子	1,735	同	68 同 (処置室B)	30	同
28 三角巾	737	同	69 カーテン病棟窓用カーテン	252	同
29 作業衣(上)	61	着	70 同 レースカーテン	252	同
30 同 (下)	238	同	71 カーテン外来間仕切(A)	112	同
31 事務服	600	同	72 同 (B)	4	同
32 オムツ	300	枚	73 同 (C)	12	同
33 バスタオル(普通)	4,713	同	74 同 (D)	5	同
34 同 (大判)	6,728	同	75 大学窓用カーテン	1	同
35 タオル	510,136	同	76 同 レースカーテン	1	同
36 タオルケット(シングル)	286	同	77 浴衣	106	着
37 同 (ダブル)	3	同	78 守衛等制服(上)	20	同
38 スポンジマット(大)	348	個	79 同 (下)	120	同
39 同 (小)	112	同	80 看護衣(上)	50,000	同
40 枕(大)	601	同	81 同 (下)	50,000	同
41 同(中)	374	同			

各1単位当たりの単価

道札幌土木現業所告示

北海道札幌土木現業所告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月17日

北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

- | | | |
|---|------------------|--------------------|
| ア | 北海道札幌土木現業所庁舎警備業務 | 一式 |
| イ | 同 | 庁舎清掃業務 一式 |
| ウ | 同 | 事業課庁舎清掃業務 一式 |
| エ | 同 | 千歳出張所庁舎清掃業務 一式 |
| オ | 同 | 岩見沢出張所庁舎清掃業務 一式 |
| カ | 同 | 滝川出張所庁舎清掃業務 一式 |
| キ | 同 | 深川出張所庁舎清掃業務 一式 |
| ク | 同 | 当別出張所庁舎清掃業務 一式 |
| ケ | 同 | 長沼出張所庁舎清掃業務 一式 |
| コ | 同 | 美唄総合ダム事務所庁舎清掃業務 一式 |
| サ | 同 | 当別ダム建設事務所庁舎清掃業務 一式 |

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 庁舎等警備業務に係る履行場所

札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所庁舎

(5) 庁舎等清掃業務に係る履行場所

- | | | |
|---|---------------------|---------------------------|
| ア | 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 | 北海道札幌土木現業所庁舎 |
| イ | 同 | 西区西野3条1丁目 北海道札幌土木現業所事業課庁舎 |
| ウ | 北海道千歳市桂木6丁目 | 北海道札幌土木現業所千歳出張所庁舎 |
| エ | 北海道岩見沢市上幌向南1条2丁目 | 北海道札幌土木現業所岩見沢出張所庁舎 |
| オ | 北海道滝川市流通団地3丁目 | 北海道札幌土木現業所滝川出張所庁舎 |
| カ | 北海道深川市錦町北4番 | 北海道札幌土木現業所深川出張所庁舎 |
| キ | 北海道石狩郡当別町栄町192番地 | 北海道札幌土木現業所当別出張所庁舎 |
| ク | 北海道夕張郡長沼町錦町北1丁目 | 北海道札幌土木現業所長沼出張所庁舎 |
| ケ | 北海道美唄市西4条南1丁目 | 北海道札幌土木現業所美唄総合ダム事務所庁舎 |
| コ | 北海道石狩郡当別町栄町192番地 | 北海道札幌土木現業所当別ダム建設事務所庁舎 |

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 1(1)アにあっては、平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 1(1)イからサまでにあっては、平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 1(1)アにあっては、資本金の額が500万円以上又は警備員を常時15人以上雇用していること。
- (5) 1(1)イからサまでにあっては、資本金の額が500万円以上又は清掃員を常時15人以上雇用していること。
- (6) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、警備業務にあっては2の(4)及び(6)、清掃業務にあっては2の(5)及び(6)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月17日から27日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目2番1号 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
北海道札幌土木現業所3階第1会議室
- (2) 入札日時 1(1)ア 平成16年3月15日（月）午前10時30分
1(1)イからサまで 同 午前11時
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否

要

11 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しないものした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 064 - 0811 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号
 電話番号 011 - 561 - 0201 内線 202・203

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
- (6) この入札は、最低制限価格を設定している。
- (7) この入札の執行は、公開する。
- (8) 詳細は、入札説明書による。

道 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

北海道選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。
平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年12月分)

政党の支部であるか否かの別	政治団体の名称	主たる事務所	所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	届出先
否	風間ひさし連合後援会	札幌市中央区南13条西11丁目3 - 2		柿 崎 勲	武 内 孝 利	事務局
同	電機北海道政治活動委員会	同 南2条西6丁目14番地	大友ビル8階 電機連合北海道地方協議会内	石 津 仁	清 水 香	同
同	村山秀哉連合後援会	同 西区発寒5条3丁目2 - 6		村 山 秀 哉	内 山 洵	同
同	優秀会	同		米 塚 與 四 郎	大 島 利 一	同
政 党	自由民主党北海道後志支庁第一支部	余市郡余市町大川町2 - 18		中 村 裕 之	中 村 キ ミ	後志支所

北海道選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表す

る。
平成16年2月17日

(平成15年12月分)

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出先
		新	旧	
自由民主党札幌北区連合支部	会計責任者の氏名	山西正俊	滝川徹幸	事務局
同 北海道札幌市厚別区第一支部	主たる事務所の所在地	札幌市厚別区厚別南2丁目10番6号	札幌市厚別区厚別南1丁目10-4	同
同 北海道支部連合会	代表者の氏名	橋本聖子	佐藤静雄	同
民主党北海道第3区総支部	主たる事務所の所在地	札幌市豊平区平岸5条10丁目1番3号	札幌市豊平区平岸2条12丁目4番	同
荒井さとし後援会	同	同	同	同
荒井さとしを支える会	同	同	同	同
小倉なほ子とさわやかネット	同	同 西区琴似2条6丁目1-25	同 中央区南2条東1丁目1-13 南2条ビル2F	同
風間ひさし後援会	政治団体の名称	風間ひさし後援会	風間ひさし北海道連合後援会	同
同	代表者の氏名	今前田昭勝	疋田政博	同
同	会計責任者の氏名	武内孝利	後藤誠一	同
見友会	同	皆川博文	中川小一	同
光友会	同	大橋和裕	廣瀬傳三郎	同
田中昭男後援会	代表者の氏名	前畑信一	田守雅行	同
堀川素人連合後援会	同	佐藤隆志	丸山廣	同
松浦忠後援会	主たる事務所の所在地	札幌市白石区菊水上町3条3丁目208番地	札幌市白石区菊水7条2丁目7番1号	同
自由民主党千歳支部	同	千歳市花園1丁目2-1 サーモンビル2F	千歳市末広6丁目5-11	石狩支所
山口幸太郎後援会	同	同 清水町3丁目12番地	同 朝日町6丁目1番地	同
自由民主党岩内支部	同	岩内郡岩内町字相生45の1	岩内郡岩内町字高台1の1	後志支所
同 北海道第四選挙区支部	同	小樽市花園4丁目5-2	小樽市花園2丁目5-5	同
同 北海道小樽市第二支部	同	同 塩谷2丁目38番地3号	同 花園2丁目5番2号 柏葉ビル2F	同
上野しげる後援会	同	余市郡余市町美園町20番地7	余市郡余市町大川町4丁目66番地	同
はちろ吉雄と21世紀の会	同	小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル5F	小樽市花園3丁目9番14号 新川ビル2階	同
鉢呂吉雄4区連合後援会	同	同	同	同
自由民主党沼田支部	同	雨竜郡沼田町本通2丁目3番6号	雨竜郡沼田町南1条2丁目6番7号	空知支所
中沢けんじと明日の国政を拓く会	同	岩見沢市6条西10丁目3-10	岩見沢市7条西4丁目5-5	同
中沢健次連合後援会	同	同	同	同
まえだ康吉連合後援会	同	滝川市本通2丁目7番5号	滝川市大町1丁目7番1号	同
同	代表者の氏名	中垣陽一	相田正弘	同
同	会計責任者の氏名	明円直志	鈴木英光	同
山下貴史沼田後援会	主たる事務所の所在地	雨竜郡沼田町南1条4丁目5番14号	雨竜郡沼田町南1条2丁目6番7号	同
民主党北海道第6区総支部	会計責任者の氏名	三井幸雄	熊谷哲朗	上川支所
安住太伸後援会	主たる事務所の所在地	旭川市東1条2丁目1番15号	旭川市東5条2丁目	同
同 21世紀懇話会	同	同	同 東2条3丁目2番9号	同

安住太伸21世紀懇話会	会計責任者の氏名	柳 澤 由 蔵	宮 崎 久 雄	上川支所
菊川健一と歩む会	主たる事務所の所在地	上川郡当麻町4条西4丁目9-1	上川郡当麻町4条南3丁目1-38	同
太陽の会	同	旭川市東1条2丁目1番15号	旭川市東2条3丁目2番9号	同
たけうち英順後援会	代表者の氏名	福 井 努	水 上 博	同
舟橋泰博後援会	同	松 井 道 弥	佐 藤 光 司	留萌支所
湯佐利夫猿払村後援会	会計責任者の氏名	早 坂 浩	加 藤 貞 夫	宗谷支所
自由民主党興部支部	代表者の氏名	横 内 武 久	工 藤 徳 重	網走支所
民主党北海道第9区総支部	会計責任者の氏名	西 野 茂 樹	田 村 龍 治	胆振支所

北海道選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三
(平成15年12月分)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散の年月日	届出先
一孝会	伊 藤 賢 良	平15.12.10	事務局
木本政経懇話会	宮 内 優	同	同
木本由孝北区連合後援会	松 岡 博	同	同
新時代政治経済懇談会	川 村 清 一	同	同
常見としお後援会	常 見 寿 夫	同15.12.1	同
秀の会	高 橋 秀 典	同15.11.30	同
LWP連絡会議	佐 藤 寿 治	同15.12.10	石狩支所
永井利幸厚田村後援会	沢 田 富 男	同	同
同 新篠津村後援会	永 森 勇	同	同
同 当別町後援会	湯 浅 俊 一	同	同
木村直後援会	木 村 政 利	同15.8.1	渡島支所
きくち芳郎後援会	菊 地 芳 郎	同15.11.30	後志支所
畑中勝征後援会	石 黒 賢 一	同15.11.25	同
明るい赤平をつくる市民の会	川 上 仁三郎	同15.12.20	空知支所
明日の岩見沢を創る市民の会	能 勢 邦 之	同15.12.15	同
おやまつ貞義と市民の会	川 上 仁三郎	同15.12.20	同
中沢けんじとともに21世紀の福祉政策をすすめる会	高 野 一 明	同15.12.5	同

21世紀を考える市民の会	親 松 貞 義	同15.12.20	同
のせ邦之後援会	武 蔵 信 一	同15.12.15	同
林国夫開発後援会	林 国 夫	同15.12.20	同
同 上美唄開拓後援会	同	同	同
同 上美唄後援会	同	同	同
同 後援会	同	同	同
吉成重雄後援会	内 田 三 郎	同15.12.19	同
嵯城和夫後援会	高 橋 良	同15.12.7	上川支所
三田村あきお後援会	金 盛 市 郎	同15.5.2	同
山下たかふみ小平町連合後援会	松 本 勲	同15.12.3	留萌支所
国定栄司後援会	三 浦 勝 美	同15.12.17	網走支所
坂田秀昭後援会	小 野 眞 一	同15.11.30	同
酒井芳秀浦河西西部地区後援会	玉 沢 裕	同15.10.14	日高支所
あべ紀勝後援会	遠 山 公 一	同15.11.30	十勝支所
石川いさお後援会	大 平 寅 治	同15.12.15	同

北海道選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土 屋 良 三

(平成15年12月分)

資金管理団体の届出をした者	資 金 管 理 団 体	届 出 先
氏 名 公 職 の 種 類	資金管理団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名	
村 山 秀 哉 札幌市議会議員	村山秀哉連合後援会 札幌市西区発寒5条3丁目2-6 村 山 秀 哉	事務局

北海道選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のと

おり公表する。

平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成15年12月分)

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者 氏名 公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容	届出先
			新 旧	
山口 幸太郎 千歳市長	北海道千歳政治経済研究会	公職の種類	千歳市長	北海道議会議員 石狩支所
上野 盛 余市町長	上野しげる後援会	主たる事務所の所在地	余市郡余市町美園町20番地7	余市郡余市町大川町4丁目66番地 後志支所
鉢 呂 吉 雄 衆議院小選挙区	はちろ吉雄と21世紀の会	同	小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル5F	小樽市花園3丁目9番14号 新川ビル2階 同
中 沢 健 次 同	中沢けんじと明日の国政を拓く会	同	岩見沢市6条西10丁目3-10	岩見沢市7条西4丁目5-5 空知支所
安 住 太 伸 旭川市議会議員	安住太伸21世紀懇話会	同	旭川市東1条2丁目1番15号	旭川市東2条3丁目2番9号 上川支所
菊 川 健 一 当麻町長	菊川健一と歩む会	同	上川郡当麻町4条西4丁目9-1	上川郡当麻町4条南3丁目1-38 同

北海道選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定取消届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公

表する。

平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成15年12月分)

資金管理団体の指定の取消届出をした者 氏名 公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定取消年月日	届出先
常見 寿 夫 札幌市議会議員	常見としお後援会	札幌市白石区本通17丁目北17-34	常見 寿 夫	平15.12.1	事務局
高 橋 秀 典 同	秀の会	同 西区西町北11丁目4番地	高 橋 秀 典	同15.11.30	同
菊 地 芳 郎 北海道議会議員	きくち芳郎後援会	小樽市花園4丁目20番7号	菊 地 芳 郎	同	後志支所
能 勢 邦 之 岩見沢市長	明日の岩見沢を創る市民の会	岩見沢市上幌向542 昭和マテリアル(株)内	能 勢 邦 之	同15.12.15	空知支所
親 松 貞 義 赤平市市長	21世紀を考える市民の会	赤平市東文京町3丁目8番地	親 松 貞 義	同15.12.20	同
林 国 夫 美唄市議会議員	林国夫後援会	美唄市開発町南	林 国 夫	同	同

北海道選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条の規定による政党支部の届出があったので、同法第7条の2第1項及び同法施行令第5条第2項の規定に基づき、その名称等を次の

とおり公表する。

平成16年2月17日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

(平成15年12月分)

当該政治団体を支部とする政党の名称 (政党本部の名称)	政党の支部の名称	主たる活動区域が1以上の市町村又は選挙区の区域を単位として設けられる支部であるか否かの別	届出先
自由民主党本部	自由民主党北海道後志支庁第一支部	有	後志支所

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年2月17日

北海道監査委員	石 井 孝 一
北海道監査委員	伊 藤 政 信
北海道監査委員	前 田 榮 一
北海道監査委員	徳 永 光 孝

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

請求人及び請求書の提出年月日は、別記1のとおりである。

なお、各請求人から提出のあった請求書は、同一内容であることから、一括して扱うこととした。

2 請求の内容

(1) 主張事実の要旨

ア 別表（後掲）は旭川中央警察署における報償費支出の一部を抜粋したものであるが、これらはいずれも適正に処理されたものではない。

イ 別表請求日欄記載の平成7年5月1日から同年5月30日までの間において、同請求警察官欄記載の各請求者は、当時の旭川中央警察署長Aに命じられ、真実その用途がないにもかかわらず、捜査費名目で架空の報償費支出何を作成し、前記A署長の決裁を受けて報償費を会計担当者が受領した形をとったうえ前記A署長がこれを保持し、前記請求警察官ないし会計担当者が電話帳等で見つけた人物の名を使って情報提供謝礼金目の虚偽の領収書等を作成し、同時に右名目の支払精算書を作成した上、前記A署長が前記金員を収受した。

ウ 別表請求日欄記載の平成9年9月2日から同年9月29日までの間において、同請求警察官欄記載の各請求者は、当時の旭川中央警察署長Bに命じられ、真実その用途がないにもかかわらず、捜査費名目で架空の報償費支出何を作成し、前記B署長の決裁を受けて報償費を会計担当者が受領した形をとったうえ前記B署長がこれを保持し、前記請求警察官ないし会計担当者が電話帳等で見つけた人物の名を使って情報提供謝礼金目の虚偽の領収書等を作成し、同時に右名目の支払精算書を作成した上、前記B署長が前記金員を収受した。

エ イ及びウ項の報償費支出は、真実捜査費ではないにもかかわらず、前記各署長の命令によって、同人らの利益を図る目的で支出し、同人らが利得したものである。

オ したがって、北海道はA署長及びB署長の指示に基づく旭川中央警察署の組織的行為によって、計499,010円の損害を被っている。

カ 以上の事実は、平成7年及び同9年の事柄であるが、これは平成15年11月24日に内部告発に基づく新聞報道によってはじめて白日のものとなったのであり、今まで監査請求できなかったことについて正当の理由が存在する。

(2) 措置内容

よって、北海道が被った損害について、その補填のために必要な措置を講ずべきことを請求する。

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め、平成15年12月12日付け及び同年12月22日付けをもって、これを受理した。

なお、本請求は、公金の支出があった日から1年を経過しているが、本請求の対象とされる報償費の支出の存在及び内容は、平成15年11月24日の新聞報道により知ることができたと解され、その時から相当の期間内に監査請求をしたと認められることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると判断した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

旭川中央警察署における平成7年5月1日から同年5月30日までの間及び平成9年9月2日から同年9月29日までの間の捜査用報償費の支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

北海道警察本部（以下「道警本部」という。）、旭川方面本部及び旭川中央警察署

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第242条第6項の規定に基づき、平成16年1月14日に請求人の陳述を実施し、請求人竹田美由紀ほか4名から陳述があった。その際、同条第7項の規定に基づき、監査対象部局職員を立ち会わせた。また、請求人大賀浩一から、陳述に代え、書面の提出があった。陳述内容及び陳述に代わる書面の記載内容の要旨は、次のとおりであった。

ア これまでの警察の不祥事は、すべて不正経理、裏金づくりに根差していると言っても過言でなく、不正経理を根絶することが不可欠であり、そのためには、徹底した情報公開を前提として、外部監査機関や道民の監視を行う以外に方策はない。捜査上の支障といった抽象的な理由や名義人の名前は借用したなどの主張があっても、聖域をつくらず、名義人又は情報提供者の報償費の受領の有無を確認し、十分な監査の実施に取り組んでほしい。

イ 本件と同様な警察の事実が問題となった警視庁の捜査協力費に関する訴訟での平

成15年3月26日の東京高裁判決は、偽造領収書を使った警視庁の裏金づくりを初めて認定した画期的な判決で、証拠は、本件よりもっと現物から遠い写真のみであったが、本件と同様な支払精算書、領収書等が警視庁内にあることを認定し、各書類が架空の金銭支払いの裏付けとなる領収書の仮装のためのものと断じている。その理由付けのところを理解すれば、今回入手した資料は真実のものと評価し得るし、そう認定できる。

ウ 本件監査請求に係る法第242条第2項の期間制限に関しては、談合に係る損害賠償請求権の行使を怠る事実に関する住民訴訟での平成14年7月2日最高裁判決の法理がそのまま当てはまり、裏金づくりの不法行為者に対し損害賠償請求を行わないことは、怠る事実他にならず、同条第2項本文の適用がない。また、最高裁の判示に照らし、本件監査請求に同条第2項ただし書にいう正当な理由があることは明らかであり、監査請求の期間制限に反していると解する余地は全くない。

エ 証拠として提出した支出伺等の写しの資料について、道警本部長は出所が明らかではないとして受領を拒否したが、不正発見のきっかけとしても、出所が明らかでない情報に基づく調査はする必要がないとする論理であり、民主主義社会の行政機関においてまかり通ることであろうか。内部通報者保護法制を求める昨今の社会の機運は、その情報の出所よりも提供された情報の内容が重要であるとしており、警察機関の職務の性質から事務処理の具体的内容を知る機会が限られる中で、不正を知るきっかけは、およそ出所が明らかでないものにならざるを得ないのは自明で、本件の内部資料を、道警本部長と同じ過ちを犯し、出所が明らかでないとして闇に葬ってはならない。

オ 本件の特徴は、署長室で起きた重大な組織的、構造的な不正の疑惑にある。内部告発文にあるような裏金処理の不正が行われ、警察官の士気が低下すれば、一番影響を受けるのは道民の生活であり、生命等の危険に及ぶ重大事であって、是非疑惑を解明してほしい。道警こそ、この監査に協力して真実を明らかにする立場にあり、文書の出所が不明なら、作った警察官に聞き取りをすればよく、命令で監査委員に協力するよう言うべきである。捜査上の秘密というが、法で監査委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならないのだから、秘密ゆえ大事なものは見せられないというような、監査委員を信用しない、侮辱的態度はとるべきではない。なおも監査に協力しないとするなら、不正を認めることに等しい。

カ 今回明らかになった道警の報償費不正支出は、警察自ら詐欺罪を犯し、警察に対する信頼を一挙に掘り崩すものであり、このカラクリを明らかにし、再発防止策をとることが監査委員の責務である。今回の架空支出の書類のデッチ上げの手口は官官接待住民訴訟で明らかにされた不正支出の手口と瓜二つであり、性懲りもなく不正支出を繰り返していたことに、どういう教訓を得ていたのかと思う。今回は内部

告発者から寄せられた証拠書類に基づき、報償費を出した側と受け取った側の個々の関係者に対する調査をしっかりと行ってほしい。

(2) 法第242条第6項の規定に基づき、請求人から陳述時まで、請求書別表（後掲）の基となった、本件に係る旭川中央警察署の捜査用報償費の支出関係書類とされる書類の写し（以下「コピー資料」という。）及び警視庁捜査費に関する損害賠償請求事件に係る平成15年3月26日付け東京高等裁判所判決書、証人調書、訴状・証拠の裁判関係資料の写しなどが新たな証拠として提出された。

なお、コピー資料については、ある市民から提供された資料の写しであることを、陳述時に請求人から確認した。

4 監査対象部局の陳述

平成16年1月14日に、監査対象部局である道警本部の陳述を聴取した。その際、法第242条第7項の規定に基づき、請求人を立ち会わせた。道警本部総務部長の陳述内容の要旨は、次のとおりであった。

(1) 捜査用報償費は、聞き込み、張り込みなどの犯罪の捜査等に従事する職員の活動の諸経費及び事件解決につながる情報の提供や捜査協力者への謝礼などの経費であり、経費の性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の出出手続を経ては、警察業務上支障を来す場合に使用できる経費である。

(2) 旭川中央警察署（以下、4の項において「警察署」という。）における捜査用報償費の支出手続については、まず、警察署の署長が、警察署の事件等の捜査状況を勘案して1か月分の所要額を旭川方面本部長に要求し、同方面本部長は、署長からの資金要求を受け、前渡資金の支出命令を行い、支出命令書を上川支庁出納員に回付し、同出納員は、支出命令書を審査後、警察署の資金前渡員の口座に前渡資金を振り込む。その後、取扱者である署長は、所要額を前渡資金支払決定書により資金前渡員である副署長に請求し、現金を受領、確認後、補助者である副署長に当該現金の管理を行わせ、副署長は、現金の出納の都度、現金出納簿に登記する。

署長は、捜査員から、必要の都度、捜査用報償費の交付申請を受け、交付額を決定し、副署長が報償費支出伺を作成し、署長の決裁を受けた後、捜査員に現金を交付する。現金の交付を受けた捜査員は、捜査用報償費を執行した後、支払精算書を作成し、領収書等を添え、副署長を経由して署長に報告するとともに、情報の内容、情報の入手経緯、協力者の立場等を併せて報告し、精算を行うものである。

(3) 請求人の主張事実については、そのような事実は決してなかった。理由の第1として、主張事実を疎明する資料は、請求書別表、その基になるコピー資料及び新聞記事であるが、これらはいずれも請求人の主張事実を疎明していない。コピー資料については、いつ、どこで、どのような者が、どのような目的で作成したかが定かでなく、原本がいかなるものかも不明で、入手方法も明らかでない、いわゆる出所不明の文書

であって、当該文書の中身の真否の論議を待つまでもなく、請求事実を疎明するための証拠としての適格性に欠けており、北海道が被ったとされる損害事実特定の資料として認められないものであり、これに基づく請求書別表も同様である。新聞記事についても、記事内容は匿名のものが多く、情報の入手先が明らかではなく、コピー資料と同様に証拠としての適格性に欠けるものであり、仮に情報の入手先が判明しても、当該情報の入手先の検討を含めた情報の信用性、信憑性を検討しなければ、北海道が被ったとする損害事実特定の資料足り得ない。

(4) 理由の第2として、請求人はA元署長及びB元署長が捜査用報償費を適正に支出していないと主張するが、その根拠が不明で、見解を示すことは困難であるが、この主張を疎明する資料は、コピー資料、これに基づく請求書別表及び新聞記事以外にないのであって、これらが、主張事実を裏付ける疎明資料足り得ないことは前記(3)のとおりである。

(5) 捜査用報償費については、適正に執行しており、前記(2)の捜査用報償費の執行手続に照らすと、請求人の主張のようなことはあり得ない。また、本件捜査用報償費の執行が適正であったという事実については次のとおりである。

第1に、捜査用報償費の執行手続から、請求人が主張する不正な執行がなされることはあり得ない。1つには、警察署長から同署の1カ月分の所要額の要求を受けた旭川方面本部長は、警察署の犯罪の捜査状況等を勘案し、要求に係る所要額の妥当性について精査している事実、2つには、上川支庁出納員から振り込まれる捜査用報償費は、警察署の署長の口座ではなく、資金前渡員としての副署長の口座に振り込まれ、署長は、取扱者として捜査用報償費を前渡資金支払決定書により資金前渡員である副署長に請求しなければならず、資金前渡員として副署長を任命することによって、捜査用報償費の金銭の授受行為に関して相互牽制作用を働かせていること、3つには、捜査用報償費の現金管理は、副署長が金庫に入れ、管理しており、捜査員への捜査用報償費の交付についても副署長が行っていることから、署長が捜査用報償費の現金を自由に出し入れできる状況にないこと等の点から、捜査用報償費の執行に関して請求人が主張しているような事実は決してなかった。

(6) 第2に、請求人が問題とする警察署の平成7年5月及び平成9年9月の捜査用報償費の執行に関しては、旭川方面本部が責任を持って実施した内部監査で指摘事項がなかったことを確認しており、適正に執行していた。

(7) 第3に、請求人の主張する不正の事実に関して、A元署長、B元署長に捜査用報償費の執行について確認したところ、請求人主張のような事実は決してなかったとの申し立てがあった。

(8) 以上のとおり、請求人の主張事実については全く根拠がなく、請求の内容についても事実に反しており、本件捜査用報償費の執行は適正であった。

5 実地監査等

(1) 平成16年1月19日に、旭川方面本部及び旭川中央警察署において実地監査を行った。旭川方面本部では、旭川中央警察署の捜査用報償費の支出に係る経理事務、本件捜査用報償費に係る支出関係書類の存否、本件捜査用報償費に関する内部監査の実施状況及び関係書類等について聴取、確認を行った。

旭川中央警察署では、現行の捜査用報償費に係る現金・支出関係書類の保管状況や支出事務、本件捜査用報償費の支出関係書類の存否等について聴取、確認するとともに、平成10年度分の捜査用報償費の支出関係書類の提示を求め、当該書類の書式、内容等について、確認を行った。

(2) 本件捜査用報償費の支出関係書類として、平成16年1月14日に、上川支庁出納員から、旭川中央警察署の平成7年度及び平成9年度分の捜査用報償費に関する前渡資金支払決定書の写しを入手し、本件に係る前渡資金の支払状況の確認やコピー資料の印影との照合等を行うとともに、前記旭川方面本部の実地監査において、当該文書の原本確認を行った（当該文書は、情報公開の異議申立ての対象公文書のため、同出納員が、保存期間を延長して保管していたものであり、実際上旭川方面本部において預かり保管していたものである）。

6 関係人調査

(1) 「協力者」及び物品購入業者

請求書別表において本件捜査用報償費の支払先とされる「協力者」35名について、所在等を市町村等に照会し、確認できた12名に対し、請求書別表記載の日付、金額で旭川中央警察署から謝礼を受領した事実の有無について、文書による調査を行った。

また、謝礼用の物品（たばこ）の購入先とされる業者1社に対し、旭川中央警察署から購入代金を受領した事実及びコピー資料にある領収書が業者のものか否かについて、文書による調査を行った。

(2) 旭川中央警察署の元職員

平成16年1月22日に、旭川中央警察署のA元署長、B元署長及び平成9年9月当時のC元副署長（いずれも元職員）から、本件当時の旭川中央警察署における捜査用報償費の執行状況や請求人主張の事実に対する見解、コピー資料に対する認識等について、事情聴取を行った。

また、本件当時の旭川中央警察署の会計課長であった元職員2名に対し、本件捜査用報償費の支出への関与の有無や請求人主張の事実に対する見解等について、文書による調査を行った。

7 関係職員の事情聴取

(1) 内部監査を担当した職員

平成16年1月22日に、本件に係る平成7年度分及び平成9年度分の捜査用報償費の

執行に関する内部監査を担当した当時の旭川方面本部会計課の予算監査担当課長補佐2名から、内部監査の実施状況やその結果等について事情聴取を行った。

(2) 本件当時の捜査員

本件捜査用報償費の執行に関わる捜査員の事情聴取については、監査の実施上必要であることから、陳述の聴取や実地監査等の際には口頭により、また、平成16年1月15日には文書により協力を強く要請したが、同年1月20日、道警本部から、犯罪捜査を行う上で、道民からの情報提供等各種協力を得ることが極めて重要かつ有効であり、特に犯人検挙につながる情報等を提供する捜査協力者の確保は極めて重要で、これらの捜査協力者の身の安全のため、捜査員は、警察に協力した事実は部外に明らかにしない旨を約束し、捜査協力者に不安や疑念を抱かれることのないよう万全を期して信頼関係を築いており、こうした信頼関係の上に情報提供等の協力が確保されている現状から、捜査員が部外の事情聴取に応じること（請求書別表記載の捜査員の実在の有無について回答することを含む。）は、この信頼関係を失うことになり、以後、情報提供等の協力が得られなくなり、捜査活動に重大な支障を来すことになるので、これに応じることができないとして、協力が得られなかった。

このように口頭又は文書により、再三にわたり協力を要請したが、道警本部において、最後まで、要請に応じることができないとされたことから、結果的に関係捜査員に対する事情聴取を行うことはできなかった。

(3) 道警本部の会計担当者

道警本部総務部会計課長等から、平成16年1月8日に、捜査用報償費に係る制度や諸規程の関係資料等について説明を受け、また、同年2月2日に、本件捜査用報償費の執行に関連する諸事項について事情聴取を行った。

第4 監査の結果

本請求については、次のとおり決定した。

本請求は、これを棄却する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 捜査用報償費の概要

捜査用報償費の経理事務については、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「規則」という。）及び北海道警察財務会計事務取扱規程（昭和40年3月29日北海道警察本部訓令甲第6号。以下「規程」という。）によるほか、本件当時には、その事務処理の要領が定められた「捜査用報償費（道費）の取扱について（通達）」があったとされるが、同通達は平成13年9月30日に廃止され、通達文書が現存しないとされたため、具体的にその内容を確認することはできなかった。同通達の廃止後は、同通達の内容を継承する形で、毎年度「捜査用報償費経理の手引き」を定め、これに

より事務処理が行われており、本件当時の事務処理の要領については、支出関係書類の様式や平成13年度新設の捜査諸雑費制度を除いて、基本的に現行の「平成15年度版捜査用報償費経理の手引き」（以下「手引き」という。）に定める内容と変わらないとの道警本部の説明であった。規則、規程及び手引きに基づく、捜査用報償費に係る基本的事項は次のとおりである。

ア 捜査用報償費の性格

捜査用報償費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、協力者等に対する諸経費であり、経費の性質上、特に緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支出手続を経ては警察業務上支障を来すものを対象として、現金経理により執行している。

イ 捜査用報償費の用途

捜査用報償費の用途は、①捜査本部等を設置したことにより必要となる施設、什器等の借上費、自動車、船舶等の応急的な借上費などの経費と、②捜査員の活動に伴い必要となる捜査協力者、情報提供者に対する謝礼及び聞き込み、張り込み、追尾等の際に要する諸経費、協力者等との接触などの経費とされている。

ウ 捜査用報償費の支出手続

警察署における捜査用報償費の支出の流れについては、まず、予算（内示額）の範囲内で、毎月資金前渡の方法により所要額の交付を受け、これを現金化した後、この手元保管の現金から、適宜捜査員に所要（概算）額を交付し、目的となる謝礼等の支払に充てた後、精算することとされており、具体的な手続は次のとおりである。

(ア) 前渡資金の交付

署長は、定期又は随時に方面本部長から予算の内示を受け、予算の範囲内で、署長は、警察署の事件等の捜査状況を勘案して、毎月初めに1か月分の所要額を方面本部長に要求する。

署長からの資金要求を受けた方面本部長は、前渡資金の支出命令を行い、支出命令書を支庁出納員に回付する。支出命令書の回付を受けた支庁出納員は、支出命令書を審査後、警察署の資金前渡員である副署長の口座に前渡資金を振り込み、交付する。

(イ) 前渡資金の支払

捜査用報償費の取扱者である署長は、所要額を前渡資金支払決定書（請求書・領収証書）により資金前渡員（副署長）に請求し、資金前渡員は前渡資金の預金口座から払い戻し、現金化して、これを取扱者（署長）が受領する。

取扱者（署長）が受領確認した現金については、補助者である副署長に管理を行わせ、補助者は、現金の出納について現金出納簿に登記して、管理する。

（ウ） 捜査用報償費に係る現金の交付・支払

取扱者（署長）は、捜査員から、必要の都度捜査用報償費の交付申請を受け、交付額（概算額）を決定し、補助者（副署長）が報償費支出何を作成して、取扱者（署長）の決裁を受けた後、捜査員に現金を交付する。

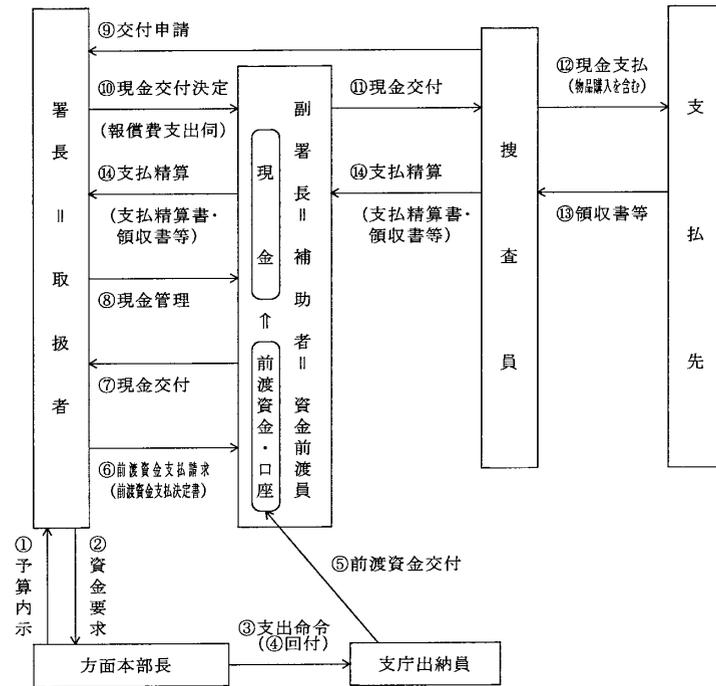
現金の交付を受けた捜査員は、捜査用報償費を執行した後、支払精算書を作成し、領収書等を添え、補助者（副署長）を経由して取扱者（署長）に報告するとともに、情報の内容や入手経緯、協力者の立場等を併せて報告し、精算する。

補助者（副署長）は、交付、精算（返納、不足払）等現金の出納の都度現金出納簿に登記し、証拠書類を整備して保管する。

（エ） 前渡資金の計算等

資金前渡員は、毎月所定の前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類と併せて、支出命令者である方面本部長を経て、支庁出納員に提出するほか、年度末に捜査用報償費の不用額が生じる場合には、前渡資金戻入決定書（回収調書）により取扱者（署長）から現金を回収する。

これらの捜査用報償費の支出手続について、現金の交付・支払を中心に図示すると次のとおりである。



エ 捜査用報償費の支出事務における関係職員の役割

（ア） 取扱者（署長）

取扱者は、捜査用報償費として交付を受けた現金の出納保管の責任者で、警察署では署長が取扱者となっている。その事務権限は、①資金前渡員に請求する金額を決定し、これを請求すること、②資金前渡員から現金を受領すること、③各捜査員等に交付する額を決定し、交付すること、④現金を保管すること、⑤必要により債主に現金を支払うこと、⑥現金出納簿を備え、これに記載し、証拠書類を整備して保管することとされている。

（イ） 補助者（副署長）

補助者とは、取扱者の行う事務を補助する者で、警察署では、資金前渡員でもある副署長が補助者となっており、補助者の事務の範囲は、取扱者の責任の下に、①各捜査員に現金を交付すること及び取扱者に連絡が取れず緊急を要する場合の交付額を決定すること、②現金を保管すること、③現金出納簿に記載し、証拠書類を整備して保管することとされている。加えて、実務上現金の交付に係る報償費支出何の作成を行うこととされている。

（ウ） 捜査員

捜査員は、捜査用報償費の直接の執行者で、現金の交付を受け、執行した捜査用報償費について、速やかに支払精算書を作成し、領収書等を添え、補助者を経由して取扱者に報告することとされている。

（エ） 会計職員

会計職員は、資金前渡員の補助事務として、前渡資金支払決定書の起案、資金前渡員の口座からの現金引き出し等を行うものであるが、捜査用報償費に係る現金の支出については関わらないものとされている。

(2) 本件捜査用報償費の支出

ア 本件捜査用報償費の執行状況

（ア） 本件当時の旭川中央警察署における捜査用報償費の執行状況について、当時の署長及び副署長からは、それぞれ旭川中央警察署在任中の話として、当時は主に署の次長や関係課長を通じて、捜査活動上の捜査用報償費の支出の相談があり、署長が、交付額を含め、妥当と判断したものについて副署長に指示をし、副署長が作成した報償費支出何を決裁後、副署長が捜査員に現金を交付し、執行していたとの説明があり、いずれも捜査用報償費の支出については適正に執行していたとのことであった。

（イ） 本件捜査用報償費の執行における旭川中央警察署の会計職員の関わりについては、当時の署長及び副署長からは、資金前渡員の口座の金を銀行から下ろしてくるところまでは会計職員が関わるが、その後の捜査用報償費に係る現金出納には

関わりがないなどとして、いずれも捜査用報償費の支出事務への会計職員の関わりはないとの説明であった。

また、当時の旭川中央警察署の各会計課長に対する書面調査においては、本件捜査用報償費の支出に関し、会計職員の関わりがないとの事実について、いずれも「記憶にない」との回答であった。

イ 本件捜査用報償費に係る前渡資金の支払

前記(1)のウのとおり捜査用報償費は資金前渡の方法で支出され、取扱者（署長）が、資金前渡を受けた資金前渡員（副署長）から前渡資金支払決定書に基づき現金で支払を受け、執行しているものであるが、旭川中央警察署における平成7年度及び平成9年度の前渡資金の支払（現金受入）状況は、当時の前渡資金支払決定書によると、次のとおりである。

なお、予算科目については、平成7年度は3科目（一般警察活動費、刑事警察費、交通警察費）であったが、平成9年度からは1科目（警察活動費）に整理されている。

（単位 円）

年 度	平 成 7 年 度				平 成 9 年 度		
	一般警察活動費	刑事警察費	交通警察費	計	支払日	警察活動費	支払日
4 月 分	50,000	50,000	20,000	120,000	4/ 3	120,000	4/ 1
5 月 分	30,000	250,000	10,000	290,000	5/ 1	120,000	5/ 1
6 月 分	30,000	150,000	20,000	200,000	6/ 1	100,000	6/ 2
7 月 分	40,000	60,000	10,000	110,000	7/ 3	150,000	7/ 1
8 月 分	30,000	70,000		100,000	8/ 1	180,000	8/ 1
9 月 分	30,000	50,000	20,000	100,000	9/ 1	240,000	9/ 1
10 月 分	30,000	70,000		100,000	10/ 2	200,000	10/ 1
11 月 分	60,000	120,000	20,000	200,000	11/ 1	150,000	11/ 4
12 月 分	40,000	100,000	30,000	170,000	12/ 1	120,000	12/ 1
1 月 分	80,000	100,000	30,000	210,000	1/ 4	200,000	1/ 5
2 月 分	40,000	60,000	30,000	130,000	2/ 1	110,000	2/ 4
3 月 分	20,000	40,000	40,000	100,000	3/ 1	240,000	3/ 2
受入額計	480,000	1,120,000	230,000	1,830,000		1,930,000	
返納額	△ 590	△ 140		△ 730	4/ 1	△ 290	4/ 1
支出額計	479,410	1,119,860	230,000	1,829,270		1,929,710	

ウ 本件捜査用報償費の支出関係書類について

(ア) 前記(1)のウのとおり捜査用報償費として前渡資金から支払を受けた現金は、事務処理上、報償費支出伺によって捜査員に交付され、執行後に、捜査員が、支払先の領収書等を添えて、支払精算書により精算、報告することとされており、これらの現金出納が現金出納簿に記帳され、1か月分を総括した当該月分報償費総括表が作成される。

(イ) このうち報償費総括表、報償費支出伺、支払精算書、領収書等が捜査用報償費の証拠書類となり、月別に「報償費証拠書」の表紙を付けて綴じられ、当該会計年度経過後5年間保存される（規則第368条、北海道警察文書管理規程（平成11年3月19日北海道警察本部訓令第7号、以下「文書管理規程」という。）第48条、附則第4項、文書分類表）。また、現金出納簿も同様に支出に係る簿冊として5年間保存される。これらの捜査用報償費の支出証拠書類等の支出関係書類は取扱者（署長）が保管責任を負い、補助者であり、文書管理責任者でもある副署長が保存、廃棄等の事務処理にあたる。

(ウ) 本件捜査用報償費の支出は平成7年度及び平成9年度であり、当時の支出関係書類はそれぞれ平成13年3月末及び平成15年3月末で保存期間が満了している。監査対象部局に当時の支出関係書類の存否を確認したところ、文書管理規程上、保存期間を経過した文書は、文書管理責任者の確認を受けて、速やかに廃棄するものとされており、いずれも保存期間経過後に副署長又は副署長の命を受けた職員が文書裁断により廃棄済みであるとの説明であった。

旭川中央警察署における実地監査において、当時の支出関係書類の廃棄等の事実について確認を行ったところ、文書管理規程上、当該書類の廃棄時期等を記録する台帳類（知事部局における保存文書台帳等）は整備することとされていないため、監査対象部局の説明以外に、当時の支出関係書類の存否についての事実は確認できなかった。

エ コピー資料について

(ア) 請求人から証拠として提出のあったコピー資料は、平成7年5月分関係の「平成7年度 平成7年5月分 報償費証拠書」（表紙）、「5月分報償費総括表」、各「報償費支出伺」・「支払精算書」・「領収書」・「支払報告書」、及び平成9年9月分関係の「9年度 現金出納簿 報償費」（表紙）、「9月分報償費総括表」、各「報償費支出伺」・「支払精算書」・「領収書」となっている。

これらコピー資料は、形式上、捜査用報償費の1件の支出に必要な書類の一式（報償費支出伺、支払精算書、領収書等）がほぼ揃っており、それぞれが平成7年5月と平成9年9月の各1か月分まとまっているという大部のものである。

なお、請求人はコピー資料から請求書別表を作成したとしている。

(イ) コピー資料については、本件捜査用報償費の支出関係書類との関係で次のことが言える。

第1に、本件捜査用報償費に係る支出関係書類の規格、様式は、関係通達等が現存しないとされ、具体的に確認できないが、規格については、平成9年度までにB5版からA4版に変更されているほか、捜査用報償費の支出については、平成13年度新設の捜査諸雑費制度を除いて、当時から現在まで基本的な取扱いに変更がないとの監査対象部局の説明であることから、当時の支出関係書類における基本的な様式・記載事項は、実地監査において確認した平成10年度の支出関係書類と大きな変更はないものと考えられ、コピー資料のうち、平成7年5月分関係については、平成10年度の支出関係書類に基づく当時の支出関係書類との外形的な類似性が推定され、平成9年9月分関係については、その様式等が平成10年度の支出関係書類とほぼ同様であると認められる。

第2に、コピー資料にある「署長」、「副署長・次長」の決裁欄等の印影は、実地監査等において確認した、当時の前渡資金支払決定書に押印されている、当時の署長、副署長の印影と酷似していると認められる。

第3に、コピー資料に記載されている計22名の警察官の階級・氏名について、平成10年度の支出関係書類において記載のある警察官の階級・氏名と照合したところ、13名について一致する記載があった。また、コピー資料に記載されている警察官1名については、当時の署長の事情聴取において実在が確認された。

第4に、コピー資料の「報償費総括表」における、平成7年5月分の「本月受入額290,000円」及び平成9年9月分の「本月受入額240,000円」との記載は、前記(2)のイで確認した前渡資金の支払（現金受入）額と一致するほか、平成7年5月分の科目別受入額の「交通警察費10,000円」の事実と、コピー資料の「報償費支出伺」における「道交法違反事件捜査費10,000円」の記載には整合性が認められる。

(ウ) コピー資料について、監査対象部局からは、その作成の時期や作成者、作成目的等が定かでなく、原本がいかなるものかやその入手方法も明らかでない、出所不明の文書であり、証拠としての適格性に欠けるものであるとして、当該文書の内容の真偽等を含めて、何ら具体的な説明がなかった。

また、平成9年9月分に係る報償費支出伺を作成した当時の副署長をはじめ、決裁を行った当時の各署長の事情聴取においては、コピー資料について、一部書式や印影、筆跡の類似性に言及する者があったものの、「何のものかわからない」、「何とも言いようがない」などとして、記載内容等に関する具体的な回答は得られなかった。

本件捜査用報償費に関する内部監査を担当した職員の事情聴取においては、コ

ピー資料の平成9年9月分関係の文書について、その書式が当時の支出関係書類と似たような感じがするとの説明のみであった。

(エ) 本件捜査用報償費の支払先については、支出関係書類上、支払精算書の「債主名」欄に記載され、領収書等が徴されるものであり、支払精算書は、当該捜査用報償費を執行した捜査員が作成するものであるが、第3の7の(2)のとおり、コピー資料の「支払精算書」に関して、その作成者である可能性のある捜査員について、聞き取り等の調査を行うことができず、印影や筆跡その他書類作成等に関わる事実関係について、確認できるものはなかった。

なお、コピー資料に基づく請求書別表記載の「協力者」については、当時の署長、副署長とも、「覚えている人はいない」又は「わからない」との回答であった。

オ コピー資料に基づく事実関係等

(ア) 本請求では、捜査用報償費の支出に関し、虚偽の名義を使った不正支出があったと主張され、その裏付けとして当時の支出関係書類の写しとされるコピー資料が提出されていることから、当該資料に基づき本件捜査用報償費の支払先とされる「協力者」等について、事実関係を確認する必要があると認められたので、第3の6の(1)のとおり関係人調査を行うこととした。

(イ) 「協力者」等に対する調査に際し市町村等の照会結果により住所を確認できた12名に対する調査及び物品購入業者1社に対する調査の結果は、次のとおりであった（調査結果の詳細内容は、別記2のとおり）。

・「協力者」

旭川中央警察署から謝礼を受領したとされる「協力者」のうち、回答のあった11名について、10名から謝礼は「受領していない」との回答があり、1名からは「受領していない」と「記憶にない」の複数回答があった。なお、1名については不在のため返戻された。

・物品購入業者

謝礼用の物品（たばこ）の購入先とされる業者1社から、購入代金を受領した事実については「確認できない」、また、コピー資料にある領収書が当該業者のものか否かについては「当時使用していたものである」旨の回答があった。

(ウ) このほか、市町村からの所在等確認の中で、コピー資料での平成9年9月の「協力者」3名については、「支払年月日」の2～6年前に死亡していることが確認された。

(エ) コピー資料に基づく事実関係や請求人の主張事実に対する監査対象部局及び当時の関係職員の見解等の要旨は次のとおりであった。

・監査対象部局

出所不明の文書であり、見解を示すことは困難である。本件捜査用報償費については、適正に執行している。

・当時の旭川中央警察署の署長・副署長

とんでもないことを言っている。勝手な主張であり、はなはだ迷惑である。指導どおりの手続で行っており、方面本部の監査でも問題はなかったのに、適正に執行されていたと思う。

・当時の旭川中央警察署の会計課長

分らない。記憶にない。

・当時の旭川方面本部による内部監査の担当者

検査をして指摘事項がなかったのに、適正に執行されていたと思う。

カ 「協力者」の名義に係る会計処理

旭川中央警察署の実地監査並びに元署長、元副署長及び道警本部会計職員の事情聴取において、本件当時の旭川中央警察署での状況は不詳としながらも、捜査用報償費の支払の際、捜査協力者の中には、将来自分の身に危険が及ぶのを避けるため、自分の実名とは別の氏名の使用について申し出ることがあり、このような場合には、捜査協力者に関する情報は極めて秘匿性の高いものであることから、捜査協力者の信頼を得るため、実名以外の氏名で領収書を徴し、支払精算書を作成することがあるとの説明があった。

こうした取扱いは、秘匿性を要する経費の性質上、現在も運用されているとのことであり、実名以外の氏名で処理される場合にあっても、実際に支払を受けた捜査協力者については署長等がその内容を把握し、適正に支出を行っているとの説明であった。

(3) 本件捜査用報償費に係る監督及び検査

ア 本件捜査用報償費の現金出納の管理・監督体制

捜査用報償費については、執行責任者である取扱者（署長）が、現金出納の管理責任を負っており、補助者として直接現金出納の事務処理をする副署長の監督を行うものであるが、当時の旭川中央警察署の署長及び副署長に対する事情聴取において、本件捜査用報償費に係る現金については、副署長が、金庫に入れ施錠して保管するとともに、現金の出納を現金出納簿に記録しており、現金出納簿と現金との確認は月1回署長が行っていたとの説明があった。元署長の1人からは、副署長の現金出納の管理については厳正にチェックしていたとのことであった。

本件捜査用報償費の現金出納の監督体制については、方面本部の内部監査を除いては、ともに執行者である署長と副署長間で執行確認が行われているに過ぎない状況にあったと認められる。

イ 方面本部の内部監査

(ア) 方面本部長は、財務事務の適正を期するため、検査員を定めて、警察署長が所掌する事務について、毎年1回以上実地検査を行うものとされ、警察署の捜査用報償費の執行についても、年1回の実地検査（定時検査という。）が行われている。

(イ) 旭川方面本部における実地監査及び本件捜査用報償費に係る内部監査の担当職員からの事情聴取の結果、本件捜査用報償費に係る内部監査は、平成7年度執行分については平成8年4月か5月に、平成9年度執行分については平成10年7月に、それぞれ旭川方面本部会計課職員による定時検査として実施されたと認められる。

(ウ) 本件捜査用報償費に係る定時検査の内容は、平成8年、平成10年とも、検査員のうちチーフとなる職員が1人で行い、書面審査で、現金出納簿と証拠書類の突合せや日付、金額等の内容の確認などを行うとともに、事情聴取として、署長及び副署長から管内事件の概要等について聞き取りを行ったとのことであった。

検査における聴取の対象は、署長、副署長に限られ、直接執行する捜査員などに対する事実確認は行われていない状況にあったと認められる。

(エ) 本件に係る定時検査の結果については、平成7年度執行分については関係書類がなく、確認はできなかったが、当時の検査担当職員からは、指摘事項があったという記憶がないことから適正に執行されていたと考えている旨説明があり、また、平成9年度執行分については、定時検査実施結果により、概ね適正に執行されているとして指摘事項がなかったことを確認した。

なお、道警本部によると、関係書類で確認できる平成10年度から平成14年度までの内部監査の結果では、道警察全体で指摘事項の事例はなかったとの説明であった。

2 判断

(1) 請求人から証拠として提出されたコピー資料は、前記1の(2)のイの(イ)で認定した事実を勘案すれば、本件当時の支出関係書類の写しである可能性が高く、また、前記1の(2)のオの(イ)及び(ウ)の「協力者」に対する調査結果等を踏まえると、仮に本件において前記1の(2)のイのような会計処理があった可能性を考慮したとしても、その記載内容のうち本件捜査用報償費の支払先については、不実の疑いがあるものと思慮されるところである。

(2) しかしながら、本件捜査用報償費に係る報償費支出伺、支払精算書、領収書、現金出納簿等の支出関係書類については、前渡資金支払決定書を除いて、保存期間の経過により廃棄したとされており、また、これらの書類の作成・保管に携わった当時の旭川中央警察署の署長、副署長及び本件捜査用報償費の内部監査を実施した当時の旭川方面本部会計課職員の事情聴取においては、前記1の(2)のオの(エ)のとおり本件捜査用

報償費は適正に執行されていたとの説明であり、コピー資料について本件当時の支出関係書類の写しと確認できるような回答などは得られなかった。

さらに、直接捜査協力者に接触し、支払精算書を作成した当時の旭川中央警察署の捜査員に対する事情聴取については、コピー資料にある支払精算書作成の事実や捜査協力者への現金の支払の事実等を確認する上で極めて重要であったことから、監査委員として再三にわたる協力要請を行ったが、前記第3の7の(2)のとおり道警本部においては、捜査活動への重大な支障を理由に、当該捜査員の実在の有無についての回答を含め、協力要請に応じることはできないと拒否され、これを実施することができなかった。

- (3) 請求人は、本件捜査用報償費について、当時の旭川中央警察署長の命令によって、真実その用途がないにもかかわらず、捜査費名目で架空の報償費支出何を作成し、電話帳等で見つけた人物の名を使って虚偽の領収書等や支払精算書を作成するなどして、組織的行為により、署長らの利益を図る目的で支出し、利得したものであると主張し、その裏付け証拠としてコピー資料を提出している。

当該コピー資料は、前記(1)で述べたように、本件当時の支出関係書類の写しである可能性が高く、また、その記載内容のうち本件捜査用報償費の支払先については不実の疑いがあるものと思慮されるものであるが、前記(2)で述べたとおり、本件に係る支出関係書類は既に廃棄し、現存しないとされ、直接確認することができない状況の下で、当時の関係職員の事情聴取においても、本件の支出関係書類との関係で、コピー資料をその写しであると確認できるような回答はなく、当時の執行面では適正な執行である旨主張され、加えて、本件捜査用報償費の直接の執行者となる当時の捜査員に対する事情聴取が拒否されたため、前記(1)で述べた点について、確証を得ることができなかった。

以上から、請求人から提出されたコピー資料は、本件当時の支出関係書類の写しであり、支払先に不実の記載があるとまでは言い切れず、したがって、本件捜査用報償費の執行については、疑いは残るものの、違法又は不当な支出があったとまでは言い切ることができない。

よって、請求人の主張については、理由あるとまでは判断できないものである。

3 意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

捜査用報償費の執行において、捜査協力者の保護を図り、その協力を得るため、支出関係書類上の捜査協力者の氏名に、捜査協力者本人の申し出により、実名とは別の氏名を使用する場合があるとされるが、適切な会計処理であるとは認めがたく、また、警察署の署長がその取扱者となり、資金前渡員である副署長がその補助者となっているため、署内での牽制が十分に機能できていないことなどが考えられるので、今後、こうした会

計処理の改善や内部牽制機能の強化について検討する必要がある。

また、監査の過程において、捜査員からの事情聴取に協力を得られなかったところであるが、監査委員の監査は、法律上の権限に基づくものであり、監査を受ける機関は、監査に協力する義務があることについて、改めて注意を喚起したい。

別記1 請求人名簿

氏 名	住 所
平成15年12月12日提出	
市 川 守 弘	札幌市中央区大通西10丁目 NYビル4階
粟 生 猛	札幌市北区北17条西2丁目21 粟生ビル4階
市 毛 智 子	札幌市中央区南1条西10丁目4 南大通ビル・アネックス4階
大 賀 浩 一	札幌市西区琴似1条5丁目2-27 札幌松井ビル3階
太 田 賢 二	札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
亀 田 成 春	札幌市中央区大通西14丁目3-14 ライオンズマンション第7大通505
川 島 英 雄	札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
岸 田 洋 輔	札幌市中央区南1条西13丁目 三誠ビル2階
見 野 彰 信	札幌市中央区大通西13丁目4 札幌ABEビル4階
小 坂 祥 司	札幌市中央区南1条西10丁目4 南大通ビル・アネックス4階
斉 田 顕 彰	札幌市中央区南2条西9丁目1-2 サンケン札幌ビル7階
作 間 豪 昭	札幌市中央区南1条西11丁目 コンチネンタルビル4階
佐 藤 博 文	札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階
芝 池 俊 輝	札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階
竹 田 美由紀	札幌市中央区大通西14丁目 みふじビル3階
竹 中 雅 史	札幌市中央区大通西14丁目 みふじビル3階
竹之内 洋 人	札幌市中央区大通西13丁目4 北晴大通ビル2階
田 中 健太郎	札幌市西区琴似1条5丁目2-27 札幌松井ビル3階
田 中 貴 文	札幌市中央区南1条西10丁目 タイムスビル3階
中 村 憲 昭	札幌市中央区大通西12丁目 ウエスト12ビル4階
名 倉 一 誠	札幌市中央区南1条西8丁目 T・G札幌ビル4階
増 谷 康 博	札幌市中央区南1条西11丁目 1条ビル2階
吉 原 美智世	札幌市中央区大通西20丁目2-20 道新円山ビル8階
渡 辺 達 生	札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階
平成15年12月22日到達（郵送）	
長 野 順 一	札幌市中央区大通西12丁目 北海道高等学校教職員センター5階

別記2

「協力者」等に対する調査の結果（概要）

1 「協力者」からの回答

調査対象者数	回答数	不在のため返戻	(調査事項) 住民監査請求書では、旭川中央警察署から、(請求書別表記載の日付、金額で) 謝礼が支払われたとされていますが、この事実関係はどうですか						意見等
			事実である	一部異なっている	受領した覚えはある	受領していない	記憶にない	その他	
12	11	1	-	-	-	11	1	-	5

(注1) 「受領していない」と「記憶にない」の複数回答が1名あった。

(注2) 次のような意見等があった(主なもの)。

- 情報提供をした覚えもなく、謝礼など受けていない。偽造文書で、全く事実無根。個人の氏名を無断で使い領収書偽造を行っていたことは、警察内部の慣習と思われる、言語道断である。怒りはもちろん、(無実の者が犯罪者にされる) 恐怖さえ覚える。道警は出所不明の文書と云っているが、警察署長の押印されたものを誰が作製できるというのか。この態度にも怒りがつのる。監査請求の結果は期待がもてないが、監査委員には国民に訴える行動として成果があるととらえ、一層の奮闘を期待する。
- 報償費とは関係ないが、多数のマスコミが来て、中には「警察にお世話になったことがあるか」と失礼な言い方をする記者がいて名誉棄損で訴えたい気持ちだ。一市民の力ではどうしようもないが、監査委員には是非解明していただきたく願います。
- 関係書類の署名の文字は自分の筆跡ではない。印鑑も自分の所持しているものではない。
- 私には全く知らないことで、今まで報償費(捜査協力者)の存在すら知らず、本人の知らない所でこのような行為があったことは驚くばかりだ。今後道民の期待に応えられるように監査の強化を計り一日も早く解決することを期待する。

2 物品購入業者からの回答

調査対象者数	回答数	支払を受けた事実について				領収証について			
		そのとおりである	一部異なっている	受領した覚えがある	確認できない	当時使用していた	一部異なっている	当時使用していたものではない	
1	1	-	-	-	1	1	-	-	

3 市町村に対する照会結果

本件捜査用報償費の支払先である「協力者」について、市町村に住民登録の状況等を照会した結果、平成9年9月の3名については、「支払年月日」の2～6年前に死亡していることが確認された。

別表(注 一部置換え、省略)

請求日	請求警官名	当時の階級	金額	報 償 費 名 目	領収書	協 力 者 名	協力者住所
1 H7.5. 1	警 1	警 部 補	¥ 5,000	情報提供謝礼	有	協 1	札 幌 市
2 H7.5. 2	警 2	巡 査 部 長	¥ 20,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協 2	旭 川 市
3 H7.5. 2	警 3	警 部 補	¥ 10,000	軽犯罪法違反事件情報提供謝礼	有	協 3	旭 川 市
4 H7.5. 8	警 4	警 部 補	¥ 10,000	道交法違反事件情報提供謝礼	有	協 4	旭 川 市
5 H7.5. 8	警 3	警 部 補	¥ 10,000	軽犯罪法事件情報提供謝礼	有	協 5	旭 川 市
6 H7.5. 8	警 5	巡 査 部	¥ 10,700	青少年保護育成条例情報提供謝礼10,000円、接触費700円	無	協 6	旭 川 市
7 H7.5. 9	警 6	警 部 補	¥ 10,700	情報提供謝礼10,000円、接触費700円	有	協 7	旭 川 市
8 H7.5.10	警 2	巡 査 部 長	¥ 4,400	窃盗事件情報提供謝礼「協 8」に¥4,400円(タバコ20ヶ分)	有	店 1 から購入	旭 川 市
9 H7.5.11	警 6	警 部 補	¥ 10,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協 9	千 歳 市
10 H7.5.15	警 7	巡 査 部 長	¥ 30,000	窃盗事件情報提供謝礼	有	協10	旭 川 市
11 H7.5.15	警 8	警 部 補	¥ 10,000	売春防止法違反事件情報提供謝礼 ¥10,000円	無	協11	旭 川 市
12 H7.5.15	警 9	警 部 補	¥ 10,000	放火事件情報提供謝礼	有	協12	旭 川 市
13 H7.5.16	警 7	巡 査 部 長	¥ 10,000	情報提供謝礼	不	協13	
14 H7.5.17	警 3	警 部 補	¥ 30,000	情報提供謝礼	有	協14	深 川 市
15 H7.5.18	警10	巡 査 部 長	¥ 20,000	横領事件情報提供謝礼	無	協15	旭 川 市
16 H7.5.22	警 8	警 部 補	¥ 10,000	売春防止法違反事件情報提供謝礼	有	協16	旭 川 市
17 H7.5.22	警11	巡 査 部 長	¥ 5,710	窃盗事件情報提供謝礼5,000円、電話代10円、接触費700円	有	協17	旭 川 市
18 H7.5.23	警11	巡 査 部 長	¥ 10,000	窃盗事件情報提供謝礼	無	協18	旭 川 市
19 H7.5.25	警10	巡 査 部 長	¥ 30,000	横領事件情報提供謝礼	有	協19	旭 川 市
20 H7.5.29	警 1	警 部 補	¥ 10,000	放火事件情報提供謝礼	有	協20	旭 川 市
21 H7.5.30	警 9	警 部 補	¥ 20,000	横領事件情報提供謝礼	無	協21	札 幌 市
22 H9.9. 2	警 9	警 部 補	¥ 10,000	情報提供謝礼	無	協22	札 幌 市
23 H9.9. 2	警12	警 部 補	¥ 20,000	情報提供謝礼	無	協23	札 幌 市
24 H9.9. 3	警13	警 部 補	¥ 20,800	情報提供謝礼20,000円、接触費800円	無	協24	旭 川 市
25 H9.9. 4	警14	巡 査 部 長	¥ 10,000	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協25	旭 川 市
26 H9.9.12	警15	警 部 補	¥ 10,000	窃盗事件情報提供謝礼	無	協26	旭 川 市
27 H9.9.12	警16	警 部 補	¥ 20,700	青少年保護育成条例違反情報提供、接触費700円	無	協27	旭 川 市
28 H9.9.17	警17	警 部 補	¥ 20,000	情報提供謝礼	無	協28	旭 川 市
29 H9.9.17	警18	警 部 補	¥ 21,000	情報提供謝礼20,000円、接触費1,000円	無	協29	旭 川 市
30 H9.9.24	警19	警 部 補	¥ 10,000	窃盗事件情報謝礼	無	協30	留 萌 市
31 H9.9.24	警15	警 部 補	¥ 20,000	窃盗事件情報謝礼	有	協31	旭 川 市
32 H9.9.26	警20	警 部 補	¥ 10,000	道交法違反事件情報謝礼	無	協32	旭 川 市
33 H9.9.26	警21	警 部 補	¥ 10,000	道交法違反事件情報謝礼	無	協33	旭 川 市
34 H9.9.29	警22	警 部 補	¥ 20,000	銃刀法違反事件情報提供謝礼	有	協34	旭 川 市
35 H9.9.29	警21	警 部 補	¥ 10,000	道交法違反事件情報謝礼	有	協35	旭 川 市

合 計 ¥499,010